

昭和医科大学歯科病院 面会規定

(目的)

第1条 この規定は、昭和医科大学歯科病院入院患者への面会について必要な事項を定めることを目的とする。

(面会時間・人数)

第2条 入院患者に面会することができる時間および人数は次の通り定める。

ただし、急を要する場合であって、当該入院患者が入院する病棟の歯科医師または看護師が相当と認めるときは、この限りでない。

- (1) 時間：月～日曜日（祝日を含む） 14:00～20:00
- (2) 人数：制限なし

(面会場所)

第3条 面会場所は原則、次の場所とする。

- (1) 移動可能な方：談話室
- (2) ベッド上から移動できない方：個室は病室内、大部屋はカーテンを引いて対応

(面会手続き)

第4条 面会者は受付にて所定の手続きを行い、面会シールを貼り、面会終了後は速やかに退出すること。

(面会の制限)

第5条 次の各号に該当する場合は面会を禁止または制限する。

- (1) 発熱、咳、胃腸症状等の感染症の可能性がある場合
- (2) 未就学児同行の場合
- (3) 多人数の場合
- (4) 酒気帯び、ペット同伴の場合
- (5) 歯科医師または看護師が不適當と判断した場合
- (6) 患者の病状や希望により必要と判断した場合

(面会者の遵守事項)

第6条 入院患者に面会する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 面会者は入館時にマスクを着用し、病室への入室前後に手指衛生（手指消毒・手洗い）を行うこと。
- (2) 静粛を旨とし、他の患者、病院職員等に迷惑を及ぼさないよう努めること。

(3) 面会は、原則、第2条に定める面会時間内に行うこと。

ただし、感染対策等により面会方法、時間等が変更になった場合は歯科医師または看護師の指示に従うこと。

(4) 面会シールを、病院職員が見やすいように貼付すること。

(5) 面会は歯科医師または看護師が指定した場所で行うこと。

2 入院患者に面会する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 面会中に敷地内で喫煙すること。

(2) 病院内の秩序を乱すこと。

(3) 正当な理由なく、病院職員の指示に従わないこと。

3 歯科医師または看護師は、入院患者に面会する者が前2項の規定に違反し、又はその恐れがあると認めるときは、直ちにその面会を中止させることができる。ただし、面会する者にやむを得ない事情がある場合は、代替案の提示又は丁寧な説明を行い、院内感染拡大状況ならびに社会的合理性も踏まえ、過度な面会制限にならないように努める。

(周知方法)

第7条 本規定の内容は以下の方法によって患者、家族等面会者に周知を行う。

(1) 院内掲示

(2) 病院ホームページへの掲載

付 則

この規定は、令和8年7月1日から施行する。